

就労支援

医療の進歩に伴い、難病の多くが慢性疾患化しています。これに伴い、多くの難病のある人が、治療と両立して活躍できる仕事に就き、通院や体調管理への職場での理解と配慮を得て働き続けることを希望しています。しかし、現状では、治療と両立して仕事を継続することが困難になっている人が一定数あり、適切な専門支援につなげることが大切です。また、難病のある人の相談内容は、難病の症状の影響が分かりにくく、また、一見、医療や生活についての相談や心理的な相談に見えてもその原因に就労問題があったりします。その相談内容は多様で個別性も高く、一律の連携や役割分担の手続きでは的確な問題解決が困難です。仕事に関する支援は、「治療が終わってから就労支援」ではなく、難病と診断された時から必要です。そして、その支援は、本人側への支援だけでなく職場の理解・配慮の確保などの支援も必要となります。



仕事に関する相談窓口として、次ページに相談フローを作成しましたので、就労等支援時の参考にしてください。

難病の方を対象とした各種雇用支援策リーフレットは、次を参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/06e.html

厚生省難病の方を対象とした各種雇用支援策リーフレット

URL ↑ QRコード ↓



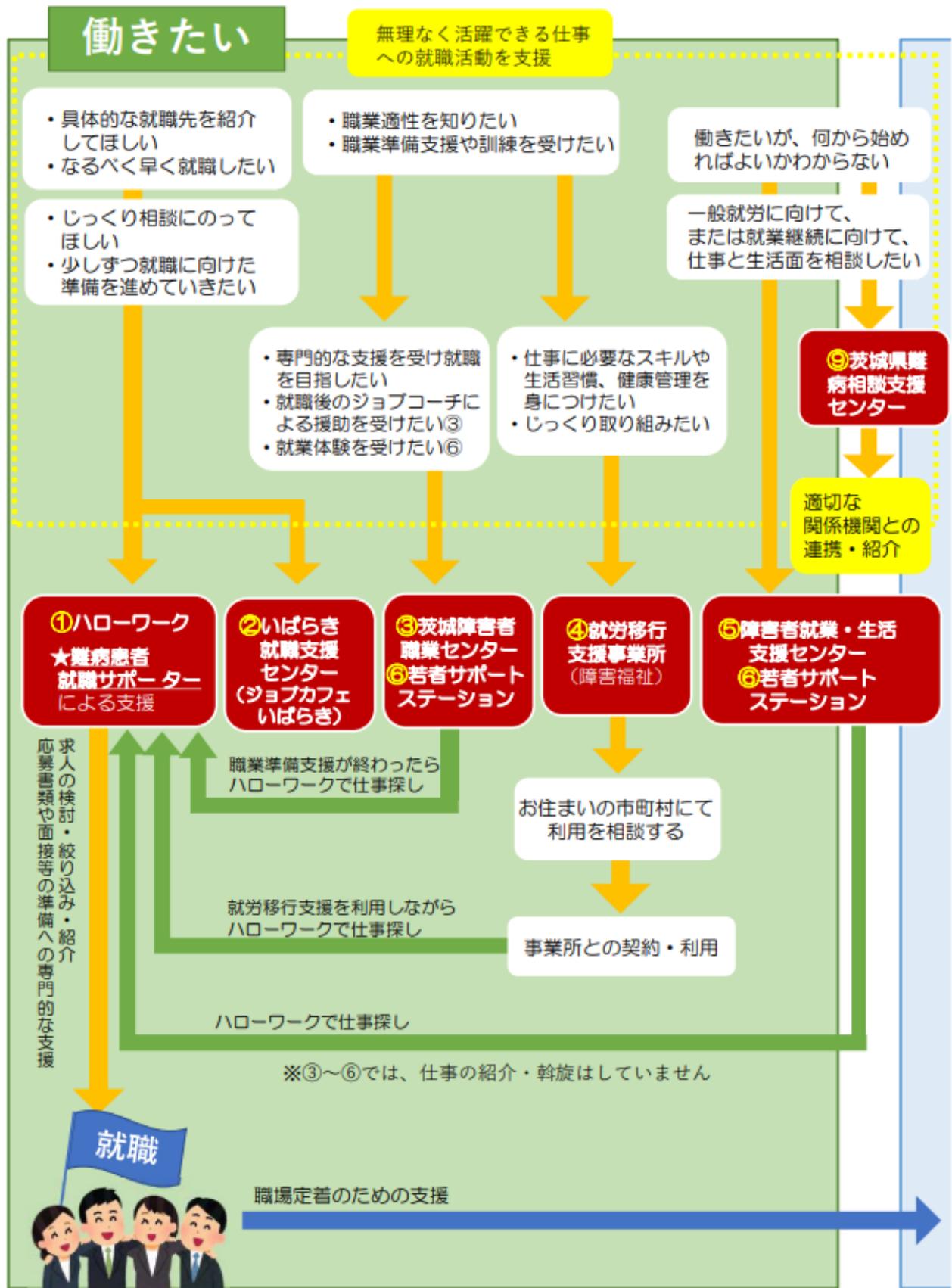
難病のある人の就労支援活用ガイド

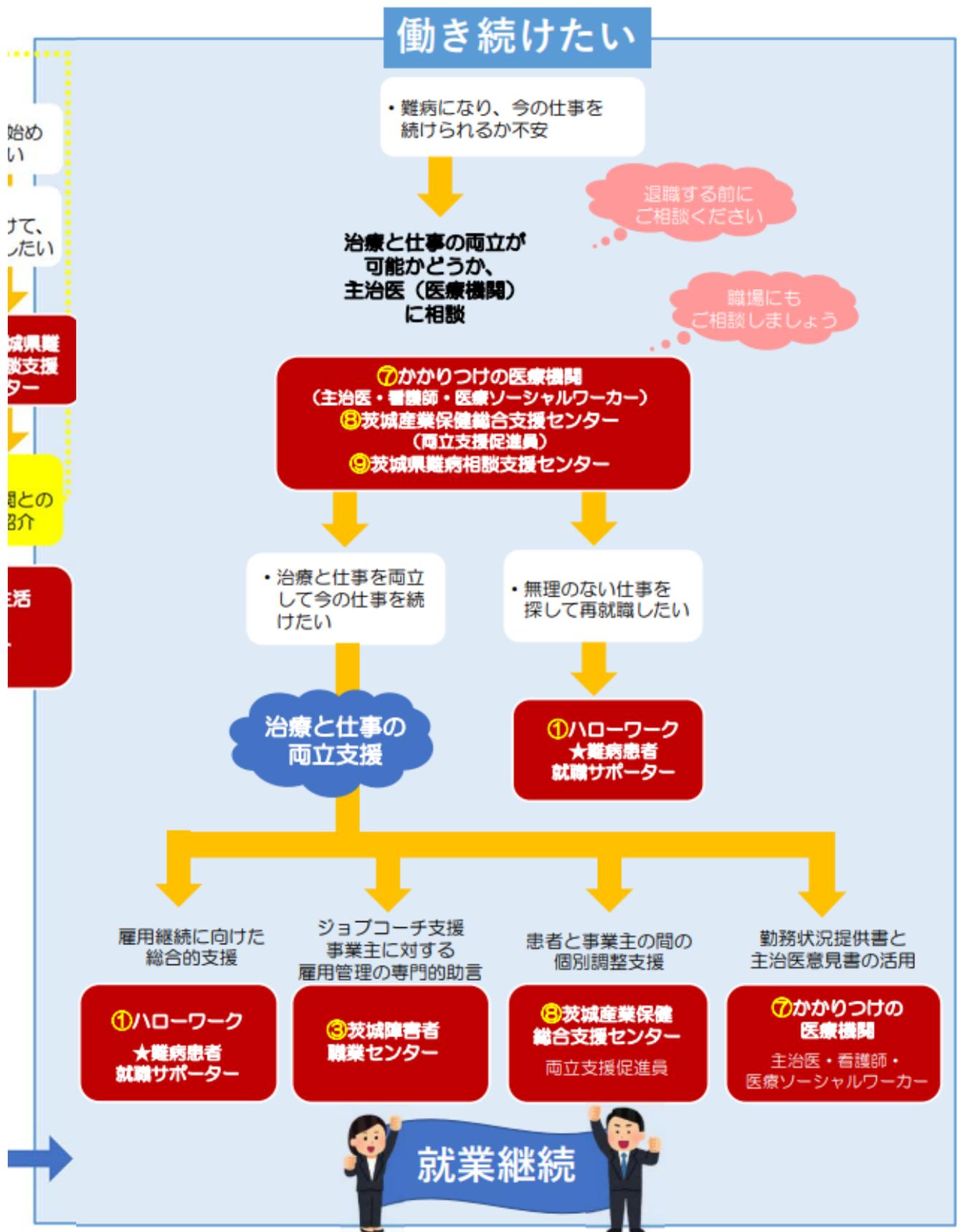
URL ↓ QRコード →



<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/h3iskd0000002iv0-att/kyouzai00.pui>

仕事に関する相談窓口の相談フロー





就労を希望する方 <患者・ご家族等への支援>

ハローワーク土浦 連絡先 Tel029-822-5124 (土浦市穴塚1838)

<自動音声に従い、#41を押すと職業相談部門につながります>

ハローワークの役割

ハローワーク土浦では、難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病の方に対して、症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発病した方の雇用継続などの総合的な支援を行っています。

⇒**難病患者就職サポーターの役割**として

症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発病した方の雇用継続などの総合的な支援を行っています(厚生労働省 HP より抜粋)。

具体的には、

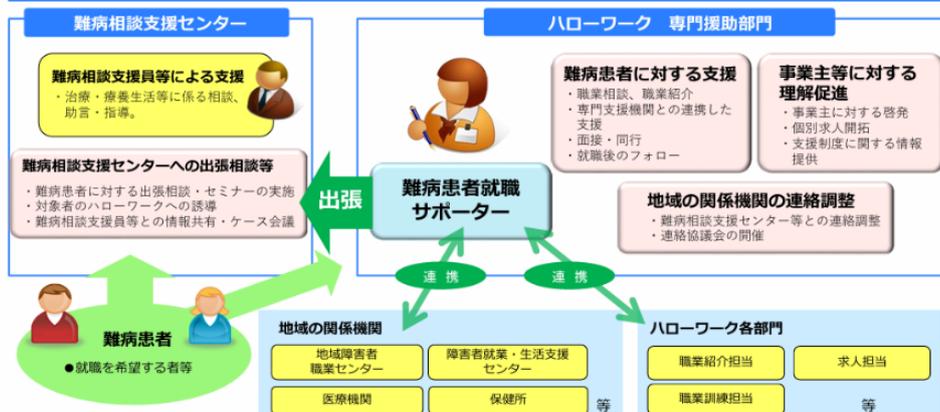
- ①就労支援としては、職業相談や職業紹介、面接時の同行面接や就職後のサポートなど
- ②雇用継続などの支援に関しては、職場と相談者の要望確認や対応の調整などを行っています。

難病患者就職サポーターによる専門的支援の実施

ハローワークに「難病患者就職サポーター」(※)を配置し、難病相談支援センターをはじめとした地域の関係機関と連携しながら、個々の難病患者の希望や特性、配慮事項等を踏まえたきめ細かな職業相談・職業紹介及び定着支援等総合的な支援を実施。

※ 配置数 : 全国51人
 配置場所 : ハローワークの専門援助窓口
 採用要件 : 医療・社会福祉等の資格保有者又は実務経験者、キャリアコンサルタント・産業カウンセラー資格保有者等、難病患者の相談に関する業務経験1年以上 等

※ 難病患者就職サポーターによる就職率実績:就職率64.8% (令和3年度実績)



⇒**社労士による年金相談**

毎週火曜・木曜の8時30分から17時に、各種年金についての相談を受けています。

- ・仕事と年金の関係
- ・障害年金を受けられるか
- ・働くときに障害年金を理由に断られないか
- ・働きたいが、難しそうなので障害年金の等級を上げられないか など

ハローワーク 難病患者出張就職相談のご案内

ハローワーク 難病患者出張就職相談のご案内

ハローワーク土浦に配置された「難病患者就職サポーター」は、
難病相談支援センターと連携しながら就職支援を行っています。

こんなご心配はありませんか？

病気の治療をしながら働きたい！
難病のことを会社に伝えたほうがいい？
会社にどんなふうに伝えたらいい？
他の難病の方はどんな仕事をしているの？

難病患者就職サポーターが就労に関する悩みや疑問、
求人に関する職業相談を行います。
まずは、お気軽にご相談ください。

《日時・場所》

相談日：毎月第3水曜日
時間：10:00～15:00（予約制）
場所：茨城県難病相談支援センター
茨城県稲敷郡阿見町阿見4669-2
（県立医療大学付属病院内）
予約先（電話）：029-840-2838
（難病相談支援センター）

※当日は難病相談支援センターの相談支援員も同席させていただきます。



●問い合わせ先
ハローワーク土浦 専門相談部門
茨城県土浦市中央1838 土浦労働総合庁舎1F
TEL: 029-822-5124 41#

難病相談支援センター 出張相談日程

（難病患者就職サポーター）

2025（令和7）年度（祝日等休み）

◆ 毎月 第3水曜日 10時00分～16時00分

2025年4月16日
2025年5月21日
2025年6月18日
2025年7月16日
2025年8月20日
2025年9月17日
2025年10月15日
2025年11月19日
2025年12月17日
2026年1月21日
2026年2月18日
2026年3月18日

茨城産業保健総合支援センター

連絡先 TEL029-300-1221（水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8階）

茨城産業保健総合支援センター 両立支援促進員の役割として

- 茨城県難病相談支援センターへの出張相談
- 就労に関する様々な相談を受けています
 - 例) ・難病と診断されたが働き続けるためにどうしたら良いか
 - ・どのように会社に対し言ったらいいだろうか
 - ・職場の理解・協力を得るためにどうしたら良いだろうか
 - ・働き続ける為に利用できる制度（傷病手当金、障害年金等）の紹介
- 個別調整支援
 - 例) 事業場と労働者（難病患者）の双方が同意した場合に、事業場を訪問して労働者（難病患者）の健康管理や仕事との両立の方法などについて調整を行い、両立支援のプランや職場復帰のプランの作成の助言指導を行います。

難病相談支援センター

連絡先 Tel029-840-2838（稲敷郡阿見町阿見 4669-2 茨城県立医療大学内）

難病相談支援センターの役割

（難病相談支援センターパンフレットより）

「相談支援員」が窓口となって、就労相談を受けています。

ハローワークの難病患者就職サポーターと連携し、就労相談を行っています。

必要に応じて出張相談や障害者就業・生活支援センターや茨城障害者職業センターとの連携も行います。

また、産業保健総合支援センターの両立支援促進員と連携して、治療と仕事の両立支援や継続して就労ができるための継続的なフォローアップを行っています。

難病患者就職サポーター出張就労相談

難病に関する知識を持つハローワークの専門スタッフとともに、就労に関するご相談をお受けします。

相談日時：毎月第3水曜日 10時00分～12時00分
13時00分～15時00分

相談場所：茨城県立医療大学付属病院内（茨城県稲敷郡阿見町阿見4733）

予 約：予約制となっておりますので、下記までお電話にてご予約ください。

問合せ先：茨城県難病相談支援センター 電話029-840-2838

茨城産業保健総合支援センター 両立支援促進員出張相談

茨城産業保健総合支援センターの両立支援促進員が、難病相談支援センターに出張し、治療と仕事を両立するためのさまざまなご相談や制度の紹介等を行っています。

相談日時：完全予約制となっておりますので、お電話にてご予約ください。

問合せ先：茨城県難病相談支援センター 電話029-840-2838

難病相談支援センターでの相談リーフレット

令和7年度 茨城県難病相談支援センター保健所出張相談事業

病気になる不安や悩み
仕事のことお金のこと
介護のこと家族のこと

難病出張相談のご案内

茨城県難病相談支援センターの相談支援員による出張相談を
県内保健所で下記の日程に実施します

【相談時間】①13:00~14:00 ②14:00~15:00

【対象】難病患者さんとそのご家族

【相談料】無料

※場合により、オンライン（もしくは電話のみ）での対応となる場合がございます。
※保健所により、実施時間が異なる場合がございます。
※個人情報厳守します。

中央・水戸市保健所	ひたちなか保健所	日立保健所
6/16(月)、7/7(月)、 9/8(月)、 11/17(月)、R8/1/19(月)	6/9(月)、7/14(月)、 9/1(月)、 10/27(月)、R8/1/26(月)	6/2(月)、7/28(月)、 9/22(月)、 11/10(月)、R8/2/2(月)
潮来保健所	竜ヶ崎保健所	土浦保健所
6/23(月)、7/15(月)、 9/16(月)、 11/4(月)、R8/1/13(月)	6/3(月)、7/22(月)、 9/30(月)、 11/25(月)、R8/2/3(月)	6/10(月)、8/5(月)、 10/6(月)、 12/1(月)、R8/2/10(月)
つくば保健所	筑西保健所	古河保健所
6/17(月)、8/18(月)、 10/14(月)、 12/9(月)、R8/2/16(月)	6/24(月)、8/26(月)、 10/20(月)、 12/15(月)、R8/2/24(月)	6/24(月)、8/26(月)、 10/20(月)、 12/15(月)、R8/2/24(月)

※午前中のご相談になります

※要予約※ 茨城県難病相談支援センター
ご希望の日程の1週間前までに
お申し込みください

029-840-2838

難病患者・家族の 地域別交流会のお知らせ

参加費 無料

茨城県内の保健所で、難病患者・家族を対象とした交流会を開催します！

- 対象 茨城県内の難病患者さんやそのご家族
(疾患は限りません)
- 参加費 無料
- 申込先 参加ご希望の方は、開催日の1週間前までに
下記保健所へお問合せください。

病気の付き合い方...
生活のこと...
日頃の不安や悩み...
みんなでお話しませんか？

保健所	日時	会場	お問合せ先
中央保健所 水戸市保健所	令和7年11月17日(月) 13:30~15:00	県立健康プラザ 水戸市並木町993-2	<中央保健所> ☎ 029-244-2828 ✉ chuho04@pref.ibaraki.lg.jp
ひたちなか保健所	令和7年10月27日(月) 13:30~15:00	ひたちなか保健所 ひたちなか市朝日町95	☎ 029-212-7272 ✉ hinaho03@pref.ibaraki.lg.jp
日立保健所	①令和7年7月28日(月) ②令和7年9月22日(月) ③令和7年11月10日(月) ④令和8年2月2日(月) 各回 4:00~15:30	日立保健所 日立市朝日町26-15	☎ 0294-22-4192 ✉ hiho04@pref.ibaraki.lg.jp
潮来保健所	令和7年9月16日(火) 13:30~15:00	潮来保健所 潮来市大洲1446-1	☎ 0299-66-2118 ✉ itaho04@pref.ibaraki.lg.jp
竜ヶ崎保健所	令和7年11月25日(火) 13:30~15:00	竜ヶ崎保健所 龍ヶ崎市2983-1	☎ 0297-62-2172 ✉ ryuho03@pref.ibaraki.lg.jp
土浦保健所	令和7年6月10日(火) 13:30~15:00	霞が浦環境科学セン ター 土浦市4丁目1653	☎ 029-821-5398 ✉ tsuchiho04@pref.ibaraki.lg.jp
つくば保健所	令和7年12月9日(火) 13:30~15:00	つくば保健所 つくば市松代4-27	☎ 029-851-9291 ✉ tsuho03@pref.ibaraki.lg.jp
筑西保健所 古河保健所	令和7年10月20日(月) 13:30~15:00	古河福祉の森会館 古河市新久田271-1	<古河保健所> ☎ 0280-32-3062 ✉ kogaho03@pref.ibaraki.lg.jp

● 感染対策のため、マスク着用のご協力をお願いいたします。
● 地域の感染状況等により、開催を中止する可能性がございます。
● 参加者が定員に達した場合は、ご参加をお断りする場合がございます。

どこからでも
参加可能です！

開催機関：茨城県各保健所、茨城県難病相談支援センター、茨城県難病団体連絡協議会、茨城県保健医療部疾病対策課

難病相談支援センターホームページ URL ↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/nannbyousoudannienn01.html>

QRコード →



< 求職者・事業主への支援 >

ハローワークでは、難病の方の就労を支援しております。

- ・「難病患者就職サポーター」が雇用継続できるよう事業主への相談対応
- ・難病の方の雇用に関し、助成金の支給

問い合わせ先

ハローワーク土浦 連絡先 Tel029-822-5124 (土浦市穴塚 1838)



難病のある人の雇用管理マニュアル

QRコード →



URL ↓

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/p8ocur0000000x70-att/kyouzai56.pdf>



(求職者・事業主の方へ)

難病の方の就労を支援しています

厚生労働省では、難病の方を対象とした各種の雇用支援を実施しています。詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問合せください。

ハローワークで利用できる支援策

難病患者就職サポーター

ハローワークに配置されている「難病患者就職サポーター」は、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病の方に対して、症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発症した方の雇用継続などの総合的な支援を行っています。新たにお仕事をしたいと考えている方、お仕事を続けられるかどうかお悩みの方は、是非、お気軽にお問合せください。(配置安定所、お問合せ先は別紙2をご参照ください。)



難病の方を対象とした助成金等

これらの助成金等は、**難病の方を雇用する事業主が申請し、支給要件を満たした場合、事業主に対して支給されます。**(※事業主の方が支給要件を満たさない場合、受給できません) 支給要件などの詳細は、都道府県労働局にお問合せください。



新しく難病の方を雇い入れる場合

特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) (★)

難病の方等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対して助成を行っています。

障害者トライアル雇用事業

ハローワーク等の紹介により、障害者を一定期間(原則3か月)雇用する事業主に対して助成を行っています。試行雇用により、適性や能力を見極め、求職者と事業主の相互理解を深めることで、継続雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的としています。

難病の方の雇用管理の見直し等を行う場合

キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース) (★)

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成を行っています。

障害者介助等助成金 (★)

【職場支援員の配置又は委嘱助成金】

雇用する障害者の職場定着を図るために職場支援員を配置又は委嘱した事業主に対して助成を行っています。

【職場復帰支援助成金】

中途障害者等に対して、療養のための休職後の職場復帰後の本人の能力に合わせた職域開発その他職場復帰のために必要な措置を講じた事業主に対して助成を行っています。

※ (★)の助成金の対象となるのは、別紙1-1、1-2の表に記載されている疾病に限られます。

難病患者の雇用管理の参考となるマニュアル

「難病のある人の雇用管理マニュアル」には、次のような情報が掲載されています。ホームページからダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

- ① 事業主や就労支援に取り組む関係機関における必要な共通認識
(疾患ごとの特徴的な機能障害や症状 など)
- ② 職場における雇用上の配慮・留意点
(例: 月1回程度の定期的な通院への配慮 など)
- ③ 難病のある方の雇用を地域で支える支援機関の情報、連携の好事例

(ダウンロード先URL <http://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai56.html>)



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL031101障02

両立支援について

難病と診断されても、治療を受けながら仕事を継続することができます。
そのためには、難病と診断されてからなるべく早めに対応できるように、次のことを確認して
両立支援コーディネーターに相談しましょう。

◎利用できる勤務制度休暇制度

利用できる勤務制度、休暇制度はありますか？

職場によって、導入している勤務制度や休暇制度等は異なりますが、主な制度として以下のものが挙げられます。

働き方

時差出勤

始業及び終業の時刻を変更することにより、身体に負担のかかる通勤時間帯を避けて通勤するといった対応が可能となります。

短時間勤務

療養中・療養後の負担を軽減すること等を目的として、所定労働時間を短縮する制度です。
※育児、介護休業法に基づく短時間勤務制度とは別のもの

在宅勤務（テレワーク）

パソコンなどの情報通信機器を活用した場所にとられない柔軟な働き方です。自宅での勤務することにより、通勤による身体への負担を軽減することが可能となります。

試し出勤制度

長期間にわたり休業していた労働者に対し、勤務時間や勤務日数を短縮した試し出勤等を行うものです。復職や治療を受けながら就労することに不安を感じている労働者や、受入れに不安を感じている職場の関係者にとって、不安を解消し、円滑な就労に向けて具体的な準備を行うことが可能となります。

フレックスタイム制度

1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ決めておき、その枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度です。

通勤緩和

ラッシュアワーの混雑を避けて通勤することができるように調整します。

休暇

時間単位の年次有給休暇

労働基準法に基づく年次有給休暇は、1日単位で与えることが原則ですが、労使協定を結べば、1時間単位で与えることが可能です（上限は1年で5日分まで）。

病気休暇

入院治療や通院のために、年次有給休暇とは別に休暇を付与するものです。取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）等は事業場ごとに異なります。

◎活用できる支援制度

活用できる支援制度は何がありますか？

病気になると、まず気になるのがお金のこと。

治療でお金がかかるだけでなく、これまでと同じように働くことが難しくなり、収入が減ってしまうこともあります。医療費や生活費をサポートしてくれる制度については、知らないことやわからないことが多いものです。

治療費支援

高額療養費制度

窓口：職場

同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた場合に、超過分が後で払い戻される制度です。自己負担限度額は被保険者の年齢・所得状況により設定されています。診療月から払い戻しまでは通常、3か月以上かかります。

限度額適用認定証

窓口：職場

事前に発行された本認定証を医療機関等に提示することで、高額療養費制度を利用する場合に、1か月間の窓口での支払いが自己負担限度額以内に抑えられます。

窓口：職場

高額医療・高額介護合算療養費制度

1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があり、医療保険・介護保険の自己負担額の合算が基準額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けられます。

窓口：所轄税務署

確定申告による医療費控除

同一年に自身や生計を一にする配偶者・その他親族のために支払った医療費のうち、一定金額分の所得控除を受けられます。

窓口：都道府県等

指定難病・小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成制度

国が指定した難病等にかかっている患者のうち、一定の基準を満たす方の医療費について自己負担分の一部に助成が受けられます。

窓口：都道府県

肝炎患者（B型・C型）に対する医療費の支援

肝炎（B型・C型）の医療費について、同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、医療費の助成を受けられます。その他、初回精密検査費や定期検査費（年2回まで）の助成を受けることができます。

◎その他に傷病手当金や障害年金などの生活支援について

（詳細は「治療しながら働く人を応援する治療と仕事の両立支援ハンドブック」を参照）

「治療しながら働く人を応援する治療と仕事の両立支援ハンドブック」から抜粋



「治療しながら働く人を応援する治療と仕事の両立支援ハンドブック」

QRコード →



URL ↓

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/dl/download/231003_chiryou_handbook_web_A.pdf

◎治療と仕事の両立支援ナビ

両立支援に関するガイドラインやマニュアル等が、事業者、労働者(患者)、医療機関、支援機関等向けに作成され、いつでもダウンロードできます。

URL↓ QRコード→

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/download/#sec02>



厚生労働省 治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

ダウンロード

治療と仕事の両立支援を進める上で参考になる資料をご紹介します。資料は順次追加予定です。是非ご利用ください。

※ページ内の必要な情報はこちらからも移動できます

- ガイドライン・連携マニュアル・その他参考資料
- 様式例
- ポスター
- リーフレット
- ハンドブック
- 研修資料
- 関連資料① (事業者、医療機関、支援機関向け資料)
- 関連資料② (疾患別資料など)
- リンクバナー

◎両立支援リーフレット<相談先>

病気でも仕事を続けられるかお悩みの方へ

治療を受けながら働くことができます。

ちりょう しごと

相談窓口は
お名前など自由に記入ください

詳しくはガイドラインをご覧ください。

厚生労働省 治療 両立ナビ | 検索

「治療」と「仕事」の両立に悩んだら

病気の治療は、体調の変化や薬の副作用、定期的な通院など、負担は少なくありません。治療を受けながら働き続けたいけれど、誰にも相談できずに一人で悩んでいませんか？

まずはどこに相談すればいいですか？

- 労働者(患者)**: 今の状況や自分の気持ちを整理する。仕事や治療の状況から働きたい気持ちがまとまったら、どのような働き方をしたいか整理する。
- 事業者**: 会社に相談する。仕事をする上での不安・困りごとを相談する会社で活用できる制度(休暇、手当、勤務形態の変更等)について説明を受ける。
- 医師**: 病院に相談する。治療の内容や方針がわからない場合、会社への病状の説明の仕方に悩んだ場合は、主治医や患者相談窓口に相談する。

「働きたい」という気持ちが固まったら、**両立支援コーディネーター**と一緒にプランを立ててみましょう。

お近くの相談窓口
「治療と仕事の両立支援ナビ」では、支援機関別、都道府県別に相談窓口を掲載しています。

各都道府県労働局でも相談内容に応じた地域の相談窓口を案内しています。お気軽にお問い合わせください。

全国の産業保健総合支援センター(さんげセンター)では、産業保健の専門スタッフが、両立支援に関する相談を受け付けています。ぜひご利用ください。

治療と仕事の両立支援ハンドブック
両立を進める前に考えるポイントや困った時の相談先、社内制度や活用できる支援制度など、「治療と仕事の両立」を進める時に必要な情報を掲載しています。

QRコード →



リーフレット URL ↓

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/dl/download/2024_chiryoun_leaflet_kigyoun.pdf

治療と仕事の両立支援の検討は、両立支援を必要とする労働者(患者)からの申出から始まります。

両立支援に関する事業場内ルール等に基づいて、支援に必要な情報を収集して事業者へ提出する必要があります。

事業場が定める様式等を活用して、患者の仕事に関する情報を主治医に提供した上で、主治医から情報提供を受けることが望ましいとしています。

両立支援計画を立てる際は、仕事の内容と治療に関する情報は重要です。

これらのことがまとめられている「事業所における治療と仕事の両立のためのガイドブック」を活用していきましょう。

「事業所における治療と仕事の両立のためのガイドブック」



「事業所における治療と仕事の両立のためのガイドブック」の

QRコード →



勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生
今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の状態に関する情報です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

従業員氏名	生年月日	年	月	日
住所				
職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など (作業場所・作業内容)			
職務内容	<input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業) <input type="checkbox"/> 体をを使う作業(軽作業) <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業 <input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任			
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他()			
勤務時間	時__分 ~ 時__分(休憩__時間、週__日間) (時間外・休日労働の状況： (国内・海外出張の状況：)			
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(車座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(車座不可能)			
通勤時間	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他() 通勤時間：()分			
休業可能期間	年__月__日まで(__日間)(給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し(傷病手当金●%)			
有給休暇日数	残__日間			
その他 特記事項				
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務(テレワーク) <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他()			
上記内容を確認しました。				
令和	年	月	日	(本人署名) _____
令和	年	月	日	(会社名) _____

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001225327.pdf>

「治療と仕事の両立支援カード」ができました。

「治療と仕事の両立支援カード」配布版ができました

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/dl/download/card.pdf>

企業・医療機関連携マニュアルに「治療と仕事の両立支援カード編」ができました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001468985.pdf>